

## 介護福祉施設サービスの看取り介護加算の基準の基準

改定前	改定後	改定のポイント
<p><b>【平成12年21号告示】</b></p> <p>カ 看取り介護加算</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(Ⅰ)として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。</p> <p>2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(Ⅱ)として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p>	<p><b>【平成12年21号告示】</b></p> <p>ク 看取り介護加算</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(Ⅰ)として、<u>死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、</u>死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。</p> <p>2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(Ⅱ)として、<u>死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、</u>死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>特養等における看取り介護加算の基準の改定です。</p> <p><b>【改定前】</b></p> <p>&lt;看取り介護加算(Ⅰ)&gt;</p> <p>看取り介護加算(Ⅰ)は、看取り介護について次の基準で算定されました。</p> <p style="padding-left: 20px;">死亡日以前4日～30日：日144単位</p> <p style="padding-left: 20px;">死亡日以前1日～2日：日680単位</p> <p style="padding-left: 20px;">死亡日：日1280単位</p> <p>&lt;看取り介護加算(Ⅱ)&gt;</p> <p>看取り介護加算(Ⅱ)は、看取り介護を行い当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、次の基準で算定されました。</p> <p style="padding-left: 20px;">死亡日以前4日～30日：日144単位</p> <p style="padding-left: 20px;">死亡日以前1日～2日：日780単位</p> <p style="padding-left: 20px;">死亡日：日1580単位</p> <p><b>【改定の理由】</b></p> <p>死亡日の31日以前から看取り介護が行われることがあるため、これに対しても評価する必要があります。</p> <p><b>【改定のポイント】</b></p> <p>看取り介護加算(Ⅰ)も(Ⅱ)も、死亡日以前31日～45日について、日72単位を算定できることとされます。</p> <p>● 死亡日以前31日～45日において行われる看取り介護が看取り介護加算で評価されることとなります。</p>